指定給水装置工事事業者のみなさまへ

薩摩川内市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から5年間になりました。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効
H10. 4. 1 ~ H11. 3. 31	令和2年9月29日までの1年間
H11. 4. 1 ~ H15. 3. 31	令和3年9月29日までの2年間
H15. 4. 1 ~ H19. 3. 31	令和4年9月29日までの3年間
H19. 4. 1 ~ H25. 3. 31	令和5年9月29日までの4年間
H25. 4. 1 ~ R1. 9. 30	令和6年9月29日までの5年間

- ●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 4適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新については、対象となる指定給 水装置工事事業者さま宛に、<u>通知し</u> **ます。**

_____ なお、郵便の不着や未更新の方への **再通知はいたしません**。

登録内容に変更がある場合は、至急 届出ください。

●更新申請に必要な書類

- 更新申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- · 主任技術者選任 · 解任届出書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- 完納証明書
- 従来の指定給水装置工事事業者証
- その他必要書類など

●指定更新手数料

1件につき 12,000円

◇更新申請についてのお問い合わせ水道局 上水道課 TEL0996-20-8502